

# 登園許可証明書

保育園  
園長様

園児名： \_\_\_\_\_

病名( \_\_\_\_\_ )

疾病期間： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ 平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医師所見： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので  
登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関名： \_\_\_\_\_

医師名： \_\_\_\_\_ 印

T E L : \_\_\_\_\_

## ●登園当日のお子さんの健康状態（保護者が記入）

検温： \_\_\_\_\_ 度

食欲： 有 ・ 無

食事の量： 少 ・ 普通 ・ 食べない

排便の状況：排便（ 有 ・ 無 ）， 便の状態（ 下痢 ・ 軟らかい ・ 普通 ・ 硬い ）

与薬の有無： 有 ・ 無

その他連絡事項：( \_\_\_\_\_ )

## ★医師の登園許可申請書が必要な病気

(厚生労働省保育所における感染症対策ガイドラインによる)

- ・ 麻疹・インフルエンザ・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・結核・咽頭結膜熱
- ・ 流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎
- ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症 ・ コロナウイルス

※登園できる状態か否か、必ず医師に確認し証明書を出してもらってから登園してください。  
また病気の症状にもよりますが、通常の食事が食べられるようになり、普段の生活が出来るようになってからの登園をお願いします。

※場合によっては医療機関に確認をさせていただく場合もあります。ご了承ください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。